

ケース別

特別受益、寄与分・特別寄与料、遺留分 認定のポイントと算定方法

編集 東京弁護士会 親和全期会

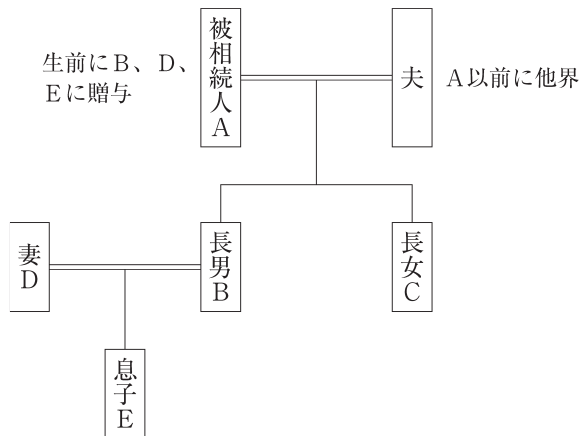
新日本法規

第1 特別受益の認定

〔1〕 被相続人が生前に長男である相続人とその妻子に対して金銭を贈与していたときの特別受益の認定

Case

先日、母Aが亡くなりました。相続人は、被相続人Aの長男Bと長女Cの2人です。もっとも、Aは、生前にB、Bの妻D及びBの息子Eに対して金銭の贈与をしていました。被相続人によるBやD、Eに対する贈与は今回の相続に際してどのように考慮されるのでしょうか。



POINT

共同相続人の中に、被相続人から遺贈、贈与を受けた者があるときは、「特別受益者」であるものとして、相続財産とみなし、相続分が算定されます。また、直接、遺贈、贈与を受けた者が共同相続人ではない場合でも、共同相続人が遺贈、贈与を受け

た者と同じく取り扱われることもあります。

算定は？ →[18]参照

解 説

1 特別受益

共同相続人の中に、被相続人から遺贈や婚姻、養子縁組、生計の資本として贈与を受けた者（以下「特別受益者」といいます。）がいる場合は、相続人間の公平の観点から、当該贈与（以下「特別受益」といいます。）を相続分の前渡しとみなして、被相続人の相続財産に加算した上、特別受益者の相続分を算定するものとしています（民903）。

2 共同相続人への生前贈与がある場合

共同相続人が、婚姻又は養子縁組のため又は生計の資本として贈与を受けた場合には、特別受益として、当該贈与は、被相続人の相続財産に加算した上、特別受益者の相続分を算定することになります。

この点は、改正後の民法においても、同様に考えられています。

3 共同相続人の妻子に対する贈与

民法903条は、「共同相続人中に、…贈与を受けた者があるときは、…」としていることから、共同相続人の妻子は共同相続人ではなく、同人らに対する贈与は直ちに特別受益に該当するわけではありません。

共同相続人以外に対する贈与まで特別受益とすると、特別受益に該当するか否かの判断が困難となり、紛争が増加することが懸念されるためです。

もともと、受贈者の名義が妻子とされているものの、実際には相続人に対する贈与である場合には特別受益に当たると考えられています。

改正前の民法下における事案ですが、共同相続人の夫になされた贈与について、形式的には特別受益には当たらないものの、贈与の経緯、贈与された物の価値、性質、これにより相続人の受けている利益などを考慮し、実質的には相続人に直接贈与されたのと異ならないと認められる場合には、特別受益とみて遺産の分割をすべきとした審判があります（福島家白河支審昭55・5・24家月33・4・75）。

同審判例では、当該贈与が分家の際に生計の資本として共同相続人の父親からなされた贈与であり、贈与のうち大部分を占める農地を実際に利用するのは農業に従事する共同相続人であること、配偶者への贈与は農業を手伝ってくれたことに対する謝礼の趣旨も含まれていると認められるが、農業を手伝ったのは共同相続人であることからすると、配偶者への贈与の趣旨は、共同相続人に利益を与えることに主眼があったものであり、登記名義が配偶者となっていることは夫である配偶者を立てた方がよいからと考えたものと推測されるとし、形式上は配偶者への贈与であっても共同相続人の特別受益として算定がなされています。

即ち、形式的に共同相続人に対する贈与ではなくとも、実質的には相続人に対する遺産の前渡しの趣旨としての贈与であると認定されれば、共同相続人に対する特別受益に該当するものとされており、新法においても同様に判断されるものと考えられます。

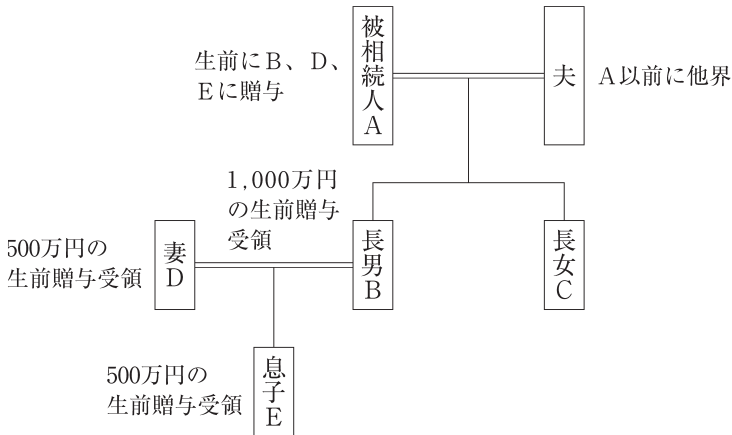
そして、本Caseでも、妻子D・Eになされた贈与の経緯、贈与された物の価値、性質、これにより共同相続人の受けている利益を考慮し、共同相続人Bに対する遺産の前渡しの趣旨でした贈与といえる場合には、共同相続人Bに対する特別受益として算定されるものと考えられます。

第2 特別受益の算定

[18] 被相続人が生前に長男である相続人とその妻子に対して金銭を贈与していたときの特別受益の算定

Case

先日、母Aが亡くなりました。相続人は、被相続人Aの長男Bと長女Cの2人です。Aの相続財産の評価額は5,000万円でしたが、Aは、生前、Bに1,000万円、Bの妻Dに500万円、Bの息子Eに対して500万円の金銭の贈与をしていました。被相続人によるBやD、Eに対する贈与が特別受益として認められる場合、各相続人の相続分はどのように算定されるのでしょうか。



POINT

共同相続人の中に、被相続人から遺贈、贈与を受けた者があるときは、「特別受益者」であるものとして、相続財産とみなし、相続分が算定されます。また、直接、遺贈、贈与を受けた者が

共同相続人ではない場合でも、共同相続人が遺贈、贈与を受けた者と同じく取り扱われることもあります。

認定は？ →〔1〕参照

解 説

1 共同相続人の妻子への生前贈与と特別受益

原則として、共同相続人の配偶者や子等への贈与は、特別受益とはなりません。が、実質的に共同相続人に対する贈与と異ならないと認められる場合には、特別受益として遺産分割がなされる場合があります。

本Caseでも、Bの妻D、Bの息子Eに対する生前の贈与が、実質的には、Bに対する贈与であるものとされ、相続財産の前渡しといえるものであれば、Bに特別受益があったものとして、具体的相続分が算出されることが考えられます。

2 本Caseの具体的相続分の算定

本Caseにおいて、共同相続人であるBへの1,000万円に加えて、Bの妻Dへの500万円、Bの息子Eへの500万円の生前贈与がいずれも特別受益であると認定された場合、これらを合算した2,000万円がBの特別受益であることとなります。

そのため、「被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし」(民903①)で相続財産を計算することになりますので、Bが得たものとされた特別受益相当額の2,000万円を持ち戻して具体的な相続分を算定します。

その場合、具体的相続分は以下のとおりとなります。

なお、Bは特別受益相当分については既に取得していますので、以

下で計算される具体的相続分以外に、Aから受けた生前贈与分を取得していることになります。

(1) みなし相続財産

$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} (\text{Bへの生前贈与}) + 500\text{万円} (\text{Dへの生前贈与}) + 500\text{万円} (\text{Eへの生前贈与}) = 7,000\text{万円}$

(2) みなし相続財産に各相続人の相続分を乗じた額

ア 長男B

$7,000\text{万円} \times 1 / 2 = 3,500\text{万円}$

イ 長女C

$7,000\text{万円} \times 1 / 2 = 3,500\text{万円}$

(3) 具体的相続分

ア 長男B

$3,500\text{万円} - 2,000\text{万円} (\text{特別受益分}) = 1,500\text{万円}$

イ 長女C

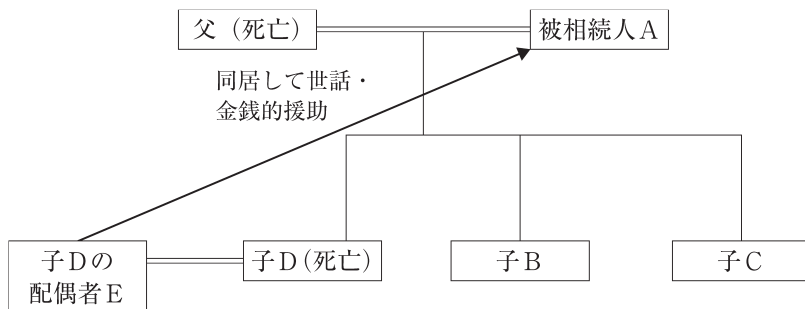
3,500万円

(特別寄与料)

[38] 相続人でない親族が、被相続人に財産を給付していたときの特別寄与料の認定

Case

先日、被相続人Aが亡くなりました。相続人は、子B、子Cの2名です。子DはAより前に亡くなりましたが、子Dが亡くなった後も、子Dの配偶者Eが被相続人Aと同居して身の回りの世話をしており、金銭的な援助もしていたようです。なお、Eは子Dとの死別後も姻族関係の終了の届出をしていません。Eから、相続において、自身が貢献した分について何らかの補償をしてほしいと言われているのですが、Eは相続手続において金銭的請求をする権利があるのでしょうか。



POINT

相続人以外の親族が、被相続人の生前に貢献を行った場合、その貢献に応じて相続人に対して金銭の支払（特別寄与料）を請求することができます（民1050）。対象となる貢献行為は、療養看護や家事従事等の労務の提供であることが必要で、財産管

理も労務の提供と評価されれば、特別寄与料を請求する根拠となりますが、財産の給付は対象となりません。

解 説

1 特別寄与料の制度

(1) 趣 旨

妻が夫の両親の介護をしていたような場合、旧制度の下では、妻の労務提供を両親の相続手続において直接評価することはできないため、妻を相続人である夫の履行補助者とみて、夫の寄与分として認める扱いによって救済を図ることなどが行われていました。しかし、夫が先に死亡しているような場合には、同様の貢献をしていても、一切、遺産を取得し得ないという不公平が生じていました。

そこで、相続人以外の親族が、生前の被相続人に対する貢献に応じて金銭の支払を請求することを認める制度（特別寄与料の制度（民1050））が平成30年の民法改正によって創設されました。

(2) 要 件

特別寄与料が認められるための要件は、①相続人以外の被相続人の親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族（民725））による貢献であること、②無償で、療養看護その他の労務の提供をしたこと、③被相続人の財産の維持又は増加に寄与したこと、④特別の寄与といえることです。

なお、本Caseでは、子Dが死亡していますが、Eと被相続人Aとの姻族関係は終了していませんので（民728②参照）、①の要件は満たしていることとなります。

2 法的性質と権利行使の方法

(1) 法的性質

特別寄与料の額の決定については、特別の貢献をした者と相続人との間で協議をし、その協議が調わないときは、家庭裁判所に対して審判の申立てをすることができます(民1050②)。

特別寄与料を請求する権利は、被相続人に対して特別の貢献をしたこと、及び相続の開始といった要件が充足されたのみでは確定的に発生せず、当事者間の具体的な協議の成立や裁判所の審判によって初めて形成される権利です。

(2) 権利行使の方法

上記のとおり、当事者間の協議が調わないときは、貢献をした者は、家庭裁判所に対して、協議に代わる処分の請求をすることができ、「特別の寄与に関する処分」の事件(家事別表第2⑤)として、調停手続又は審判手続として扱われます。寄与料の請求手続は、遺産分割手続とは別途独立して、遺産分割手続外で行われるものであることから、遺産分割に関する事件が家庭裁判所に係属していることは必要ではなく、遺産分割手続が終了した後であっても申立ては可能です。

家庭裁判所が特別寄与料の額を決定するに当たっては、寄与の時期、方法及び程度、相続債務の額、被相続人による遺言の内容、各相続人の遺留分、特別寄与者が生前に受けた利益、その他一切の事情が考慮されます(民1050③)。

相続人が複数いる場合、特別寄与料の支払請求は、請求権者の選択により相続人の一人又は複数人に対して行うことができ、請求された各相続人はその相続分に応じた額を負担するものとされます(民1050⑤)。

3 本Caseの場合

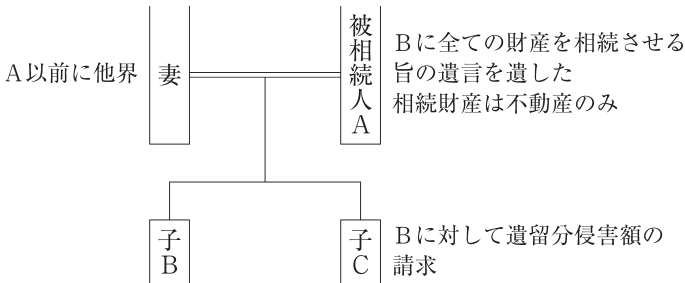
本Caseでは具体的な貢献の態様が明らかではありませんが、Eの労務提供により被相続人Aの積極財産の減少が阻止され、「その貢献に報いるのが相当と認められる程度の顕著な貢献があったこと」といえる程度のものである場合には、特別寄与料の請求が認められる余地があります。他方で、特別寄与料の対象となるのはあくまでも労務の提供であり、財産の給付による寄与は対象とならないので、Eが被相続人Aに対して金銭を援助したことは、特別寄与料の請求の根拠とはなりません。

第1 遺留分の認定

[52] 共同相続人から遺留分侵害額請求を受けたが、取得財産が不動産のみであるときの遺留分額の認定

Case

先日Aが亡くなり相続が発生しました。相続人は、被相続人の子Bと子Cの2人です。Aの遺産は不動産のみで、金融資産等はありませんでしたが、被相続人Aは子Bに全ての遺産を相続させる内容の遺言を遺していました。その後子Cから子Bに対し、遺留分侵害額請求をする旨の通知が送られてきました。この遺留分侵害額請求とはどのようなもので、どのような対応をすればよいのでしょうか。



POINT

改正法により、「遺留分減殺請求」が廃止され、「遺留分侵害額請求」に改められました。

また、令和元年7月1日より前に開始した相続は遺留分減殺請求、令和元年7月1日以降に開始した相続は遺留分侵害額請求となりますので、誤った主張や申立てを行わないよう注意が必要です。

なお、一般に、不動産価額の評価については、適正な評価額をめぐって当事者間で争いになりやすいことにも留意する必要があります。

解 説

1 遺留分侵害額請求

改正法により、遺留分侵害の限度で贈与又は遺贈された物の返還を請求する「遺留分減殺請求」が廃止され、金銭給付請求である「遺留分侵害額請求」に改められました。

旧法の遺留分減殺請求調停や訴訟上の和解においては、遺留分侵害者が被侵害者に対して、金銭を給付して解決することもしばしばありましたが、改正法では、遺留分に関する請求自体が、金銭給付を請求する制度に変更されています。

旧法においては、遺留分減殺請求を行使すると、遺贈等の目的財産が事業用財産である場合には株式や事業用の財産が相続人間の共有となる結果、権利行使や財産処分に支障が出て円滑な事業承継が困難となり、また、共有関係の解消をめぐって新たな紛争を生じさせることになるとの指摘がされていました。また、遺留分制度は、遺留分権利者の生活保障や遺産の形成に貢献した遺留分権利者の潜在的持分の清算等を目的とする制度趣旨であることから、遺留分権利者に遺留分侵害額に相当する価値を返還させることで同趣旨は果たされるとの指摘もありました。これらのことから、改正がなされたという経緯があります（堂蘭幹一郎＝野口宣大編『一問一答・新しい相続法 [第2版]』122頁（商事法務、2020））。

本Caseでも令和元年7月1日より前に開始した相続で、遺留分減殺

請求権を行使した場合、不動産が共有状態となるため、これを解消するには、金銭の支払を行う必要があります。

2 金銭給付が困難である場合

上述のとおり、遺留分侵害額請求は金銭請求であるため、相続財産が不動産しかない場合や、預金等の流動性の高い資産が僅少である場合で相続人に遺留分侵害額相当の金銭を支払う資力がない場合であっても、金銭の支払を行うことが原則となり、不動産を換価する、金融機関等による融資等を利用する、不動産を代物弁済する等して対応することが考えられます。

いずれの場合も、直ちに対応することは困難であることが想定されるため、場合によっては、遺留分侵害額請求を受けた受遺者、受贈者は、裁判所に対し、金銭債務の全部又は一部の支払につき、相当の期限の許与を求めて訴訟を提起したり、金銭請求訴訟が係属中の場合には抗弁（反訴、別訴の提起を必要とする見解もあります。）として主張したりすることが考えられます（民1047⑤）。

本Caseでも、遺留分侵害額請求が認められる余地がある場合には、金銭を支払うための方策等も検討する必要があります。



新日本法規